平成２７年（フ）第１０５８号
堺市北区金岡町2068番地　レオパレスルシェルブル金岡208号
債務者　大矢三津夫（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０６７号
堺市南区竹城台１丁２番14―407号
債務者　松本　玲子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９１号
大阪府河内長野市錦町22番18―203号
債務者　足もみ教室ノマドこと　藤澤　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９２号
大阪府河内長野市錦町22番18―203号
債務者　藤澤　弘美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９３号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅16棟306号
債務者　野呂　忠彦
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２０号
大阪府富田林市寺池台５丁目19番７―ＮＣ409号
債務者　吉野　智子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
大阪府柏原市法善寺４丁目10番46号　ふじのきローズスクエア　207号
債務者　見尾　暁広
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６号
北海道伊達市長和町499番地24　長和ハイツ103号、前住所札幌市清田区清田２条３丁目７番18号　リバーサイド金野205号
債務者　伊藤　友子（旧姓尾家）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
香川県高松市成合町1066番地49
債務者　河野　章惠（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３００号
香川県木田郡三木町大字下高岡1089番地２
債務者　谷川　典子（旧姓樫原）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３８号
仙台市若林区南小泉１丁目10番13号
債務者　佐藤　映子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
仙台市太白区桜木町３番13号　つくしんぼほのぼの荘、従前の住所宮城県大崎市岩出山字上川原町154番地３　ドリームハウス４
債務者　中瀬　　敦
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３４号
宮城県亘理郡亘理町字新町46番地２　新町ガーデンシティＡ―101
債務者　青田　明海
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
福島県いわき市平字作町３丁目５番地の７
債務者　大塚　幸恵
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１３４号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙361番地１　メゾンドいつき205
債務者　大釜　篤実
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２５号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋3127番地135
債務者　吉原　博之
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
群馬県桐生市相生町１丁目287番地の２　ヴィラあいおい２ｉｎ１　206号室
債務者　海川　之孝
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部